

矯正職員の「相談・提言窓口」の設置

従前

職員の身近な悩み

職場に対する意見

日ごろの思い

将来に向けた提言

直接上司に伝えること、申し出ることが多い

改善策

相談しやすい環境を整え、直接矯正局に届けられる制度を整備する

実施状況

- ・ 各種問題点の的確な把握
- ・ 改善を要する事項の的確な把握

平成15年6月から実施済み

矯正局参事官を相談員として指名し、相談・提言窓口を設置

電話、インターネットメール、手紙による相談制度を整備
(匿名も可)

利用状況

電話	書面	メール	面談
9件	38件	4件	1件

(平成16年4月30日現在)

各矯正管区及び矯正研修所においても、同様の制度を整備 (平成16年3月1日~)

矯正局長通知発出